

北上市告示乙第30号

北上市都市公園条例第18条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和7年3月27日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 施設の名称
展勝地公園
- 2 指定管理者
北上市立花14地割21番地1
株式会社展勝地
代表取締役社長 軽 石 倫 史
- 3 適用開始時期
令和7年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 北上市都市公園条例第7条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	利用料金(円)
物品の販売、募金その他の行為	1人1日	610
業(報道を目的とするものを除く。)として行う 写真撮影	1件1日	2,030
業(報道を目的とするものを除く。)として行う 映画又はテレビ撮影	1件1日	6,110
競技会、集会その他の催し	1件1日	9,160
展示会、博覧会及び興行その他の催し	1件1日	15,270

備考 1 第7条第1項各号に掲げる行為に際し、管理施設の電気を使用する場合は、区分ごとの使用料に1時間(1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。

2 第7条第1項第3号の行為に際し、参加料、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合は、区分ごとの使用料を5倍した額とする。

(2) (1)の行為に伴い公園占用する場合

区分	単位	利用料金(円)
露店、商品置場その他これらに類する 施設	占用面積1平方メー トルにつき 1日	8

看板	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 月	77
旗ざお	1 本につき 1 日	8
幕	その面積 1 平方メー トルにつき 1 日	8